

答 申 第 150 号  
平成16年3月25日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 麻 生 肇

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年7月3日付け社第398号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成14年3月29日付けで異議申立人から提起された「社会福祉法人〇〇〇の現況報告（定款、役員名簿、不動産、監査の結果、居室等の状況）等 平成12、13年度監査分」の行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、別表の「審査会の判断」欄に掲げる○印を付した情報を除き開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年2月8日付け社第1124号で行った「社会福祉法人〇〇〇の現況報告（定款、役員名簿、不動産、監査の結果、居室等の状況）等 平成12、13年度監査分」の行政文書部分開示決定の取消しを求めるというものである。

ただし、平成12年度監査分の不開示理由が異なることを理由として、実施機関は平成14年7月9日付け社第418号で平成12年度監査分の行政文書部分開示決定を取り消し、同日付け社第417号で行政文書部分開示決定を行っている。そして、異議申立人は当該決定に対しては異議申立てを行っていない。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 社会福祉法人〇〇〇に係る平成13年度社会福祉法人等監査の結果を開示請求したが、指摘文が全面不開示であること、役員名簿の理事長の年齢、代表権の有無、他の役員について、親族関係、役員の資格等が不開示となっていること、借地の所有権者が不開示となっている点などについては、開示すべきである。

また、不開示の基準になっている、千葉県情報公開審査会で定めたものが、社会福祉基礎構造改革でめざす、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現にずれがでてきており、その基準の見直しをすべきである。

- (2) 平成15年4月から障害者支援費制度の実施が予定されている。法人名、施設名、施設長名、所在地、電話番号だけの公表では利用者（保護者）が障害者施設を選択し、対等な契約はできない。監査指摘事項を含めて、施設の最低基準に係る項目は情報公開すべきである。東京都は、社会福祉法人、施設の情報について、ホームページで公開している。現状の情報公開度では、不適正な法人施設経営者に対して利用者（保護者）の権利は守れない。

特に千葉県の施設整備の状況は他県に比べ遅れている。県は対応が甘く不適格な法人、経営者を容認してきた。措置費と利用者負担について、区分が不明確など経理状況が不透明であり、依然として冬、夏2週間の帰宅訓練が設定されている。

苦情解決の仕組みが出来てないし、また、あっても第三者委員が不明である。自己評価はしているのかどうか、その結果の公表はされるのかどうかも不明である。

平成11年11月24日付障第542号千葉県社会部障害福祉課長名で知的障害者援護施設等（入所）における夜間勤務体制について（通知）で、2直二交代制と

されているが、当面2直変則二交代制（宿直）で実施されているところがあり、重度処遇困難な障害者の入所者を制限する結果となっている。

(3) 堂本知事は県民参加と情報公開をめざしているが、三番瀬、男女参画、NPO立県だけでなく、社会福祉法人についても、利用者の選択に必要な情報について、法人情報の不開示事項の見直しを検討すべきだ。

(4) 以上、法人施設の適正な運営を担保するためには、経営の透明性、説明責任が重要であり、直接法人施設情報を入手できないところについては、県が情報公開をすべきである。

(5) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号該当性について

ア 役員名簿について、各理事の就任年月日等、親族関係、役員の資格等は、理事会の構成に関することであり、個人情報に当たらない。開示が必要である。

イ 職員名簿は個人情報で不開示となっているが、職員について、平均本俸月額、平均年齢、平均勤続年数、資格取得者の状況、夜間職員の状況等は必要な情報であり、開示が必要である。

(6) 条例第8条第3号該当性について

ア 不動産の状況の担保提供先について、定款で制限されており、社会福祉・医療事業団であれば、開示したほうが、信頼性は増す。

イ 法人の所有でない借地は、施設利用者にとって、将来所有者が売却する場合の負担のリスクがあり、また、賃借料は法人運営に影響を及ぼすものであり、開示すべきである。

(7) 条例第8条第6号該当性について

社会福祉法人は社会福祉法により設立されたものであり、同法第24条で「社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」としている。

都道府県の行う監査は、厚生労働省が定めた社会福祉法人監査指導要綱により、実施されている。法令等に違反、抵触する監査指摘事項については、開示して是正を図るのが、法人施設の適正な運営に寄与するものであり、不適正事項を不開示とする方が、是正改善を遅らせるばかりか、馴れ合い関係を助長するものであり、利用者の立場を無視した、施設経営者との信頼関係が損なわれるとして経営者を擁護する県の態度は、官と業の癒着で信頼できず、一連の福祉改革の考え方に反するものである。

本法人については、平成11年6月に作山更生園が設置経営されているが平成13年11月21日監査実施時点でも平成10年4月1日以降定款変更はなされておらず、明らかに不適正と言わざるを得ない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 対象となっている行政文書について

異議申立人が開示を求めている行政文書は、「社会福祉法人〇〇〇の現況報告（定款、役員名簿、不動産、監査の結果、居室の状況）等平成13年度監査分」（以下「本件文書」という。）である。

## 2 本件文書の内容について

本件文書は、県が社会福祉法に基づき社会福祉法人〇〇〇について平成13年11月21日に監査を実施した際に同法人から提出を受けた平成13年度分監査資料及び県が作成した監査結果報告並びに改善通知書等である。

## 3 社会福祉法人等の指導監査について

監査の法的根拠は、社会福祉法人に対しては社会福祉法第56条により、社会福祉施設に対しては社会福祉法第70条及び児童福祉法第46条等の規定により、それぞれ知事に検査や調査の権限が付与されている。

国の指導では、社会福祉法人及び社会福祉施設に対して、毎年、実地監査を実施することとなっているが、監査した年度に文書指摘や改善事項がない法人及び施設に対する実地監査は隔年とし、その間は書面監査でよいとされている。

また、監査に関する事務の取扱いをより具体的に行うために、県では監査の範囲、監査事項、監査の種別等を定めた「社会福祉法人等監査要綱」を制定し、更に毎年度4月には健康福祉部内の理事、次長以下主務課長で組織する「社会福祉法人等監査指導委員会」に年間の監査実施計画等について諮り、承認を得て実施しているところである。

## 4 条例第8条第2号該当性について

法人役員の住所、年齢、親族関係、職業等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、開示しないこととした。

## 5 条例第8条第3号該当性について

法人の事業活動における金融機関との取引、経営方針、経理・人事等の内部管理等の情報が記録されており、開示することにより当該法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しないこととした。

## 6 条例第8条第6号該当性について

法人・施設に対する指摘項目や指摘内容は、県が行った実地監査に係る事務に関する情報であって、開示することにより県と当該法人・施設との指導監査上の信頼関係が損なわれ、改善や是正すべき事項について早期の対応が見込めなくなるなど適正な法人・施設の運営管理の確保や入所者等の処遇改善が必要以上に遅れたり、また法違反や不当な行為に対して今後、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるなど支障が生じるため、開示しないこととした。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

なお、前記第2の1から「社会福祉法人〇〇〇の現況報告（定款、役員名簿、不動産、監査の結果、居室等の状況）等平成13年度監査分」についてのみ対象とする。

### 1 本件文書について

- (1) 本件文書は社会福祉法人〇〇〇の平成13年度監査分であって、監査実施の際に同法人から提出された監査資料及び県が作成した監査結果報告の起案文書並びに改善通知書であり、主に、起案文書、社会福祉法人及び社会福祉施設の監査資料、財産目録等から構成されている。
- (2) また、実施機関が不開示とした情報は別表のとおりであり、その理由は同表の「決定理由」欄中の○印を付した条例第8条の各号にそれぞれ該当するというものである。

## 2 基本的な考え方

当審査会は、本件文書が社会福祉法人に関するものであることから、社会福祉法人について制度的な視点等からまず検証し、次いで、審査対象となる情報の不開示情報該当性を検討することとする。

### (1) 社会福祉法について

社会福祉法人の設立根拠である社会福祉事業法（現社会福祉法。以下「法」という。）は平成12年改正において、

ア 社会福祉法人の経営の原則に関する規定の新設（法第24条）

イ 収益事業の収益を充当できる事業の範囲の拡大（法第26条第1項）

ウ 事業報告書や財務諸表等の経営情報を開示する義務に関する規定の新設（法第44条第4項）

など、社会福祉法人の運営の活性化に必要な規制緩和を行うとともに事業運営の透明性の確保が強化された。

### (2) 社会福祉法人について

ア 社会福祉法人とは、社会福祉事業（法第2条）を行うことを目的として、法の定めるところにより設立される法人である（法第22条）。

イ 社会福祉法人は、経営が安定しており、設立の目的が達成される基盤を備えている必要があるから、その目的とする社会福祉事業を行うために必要な資産を備えていなければならない（法第25条）。

ウ 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業運営の透明性の確保を図る努力義務を有する（法第24条）。

エ 福祉サービスの供給基盤を確保する必要から、社会福祉法人には税制上の優遇措置や施設・設備整備費補助金の交付（法第58条）などの各種公的な助成が行われることとなり、多額の公費が投入される対象ということから、社会福祉法人は高い公共性を有すると考えられる。

そうすると、活動に公益性が求められる公益法人のなかでも、社会福祉法人の経営の透明性を確保する必要性は特に高いものと解される。さらに、このことは利用者の利益の保護に資するとともに、不祥事防止の観点からも不可欠といえる。

また、社会福祉法人は、広く独創性、先見性を発揮してその期待に応えるべく重責を担う存在であることから、当該法人に係る情報は相当程度社会に向けて開かれていなければならない。

国においても、このような考え方により「社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成13年7月23日社会・援護局長等通知）」（以下「指導監査要綱制定通知」という。）において「監査結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいこと。」と定めているものと考えられる。

- (3) 当審査会は、以上の考え方を踏まえ、社会福祉法人の経営の透明性の確保という観点から、行政文書の原則開示の理念に照らしつつ、本件文書において不開示とした情報が条例第8条に規定する不開示情報に該当するかどうか検討を進め、判断することとする。

### 3 具体的な判断

- (1) 条例第8条第2号該当性について

#### ア 本号本文該当性について

- (ア) 資料作成者の職名

職名は所属名と職名を組み合わせることにより特定個人が識別されることもあるが、本件文書においては、その所属に同様の職名の者が複数配置されているため、開示しても特定個人が識別されるものとは認められないことから、本号本文に該当しない。

- (イ) 職員の給与等の状況の職員（施設長を除く。）の職種の情報

職員（施設長を除く。）の職種の情報は、それ自体では特定個人が識別されず、また、職員録等が一般的に入手可能な図書として存在するなどの状況が認められず、他の情報と照合することにより特定個人が識別されるものとは認められないことから、本号本文に該当しない。

- (ウ) 実施機関が本号に該当することを理由として不開示とした情報のうち、(ア)及び(イ)以外の情報は、本号本文に該当すると認められる。

#### イ 本号ただし書該当性について

前記ア(ウ)で本号本文に該当するとした情報がただし書ロ及びハに該当しないことは明らかであるので、ただし書イの該当性について検討する。

- (ア) 役員名簿

役員名簿中、不開示とした情報は、住所（理事長を除く。）、年齢、就任年月日（理事長を除く。）、任期満了年月日（理事長を除く。）、親族関係、職業（理事長を除く。）、代表者（正しくは「代表権」であり、以下この表記を用いる。）の有無、役員の資格等、理事会等への出回数（正しくは「理事会等への出席回数」であり、以下この表記を用いる。）及び担当業務（理事長を除く。）であり、個別に検討する。

- a 就任年月日（理事長を除く。）及び任期満了年月日（理事長を除く。）

本件文書を見分すると、本件社会福祉法人の役員の任期は既に開示されている定款によれば2年であり、本件文書と同様の文書を数年度分につき開示請求されることにより就任時点が推知されることになり、理事長の就任年月

日及び任期満了年月日が開示されているため、理事長以外の役員の就任年月日及び任期満了年月日は明らかとなることから、就任年月日及び任期満了年月日は公にすることが予定されているものと認められる。

b 代表権の有無

既に関示されている定款において、本件社会福祉法人の代表権は理事長のみが有するものとされており、その他の理事に代表権がないのは明らかである。そうすると、代表権の有無の情報については、公にすることが予定されているものと認められる。

c 親族関係、役員の資格等、理事会等への出席回数及び担当業務

既に関示されている定款において、本件社会福祉法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行い、通常の議事は理事総数の過半数で決定すると定められていることから、理事会は当該法人の最高議決機関であるといえる。役員は理事及び監事からなり、そのうち理事は理事会の構成員であり、議決権を有している。また、監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査し、必要があると認めるときは理事会において意見を陳述できるとされている。なお、理事会の活性化を図るために業務担当理事を定めている。

役員を選任に当たっては親族関係や役員の資格等についての基準が設けられている。

親族関係では、定款において「親族その他特殊の関係がある者が理事のうちに2名を越えて含まれてはならず監事のうちにこれらの者が含まれてはならない」と定めている。この趣旨は専横的な法人運営を防止することにある。

また、役員の資格等については、社会福祉法人審査基準（平成12年12月1日付け障第890号厚生省大臣官房障害保健福祉部長等「社会福祉法人の認可について（通知）」）に定めがあり、当該審査基準に適合するよう社会福祉法人を指導すべき旨、都道府県知事等に通知されている。

さらに、理事会等への出席回数の情報は、理事としての業務を適正に行っているかどうかを明らかにする情報といえる。

以上から、親族関係、役員の資格等、理事会等への出席回数及び担当業務の情報は本件社会福祉法人の役員に係る基本的なものである。

そこで、社会福祉法人は、前記2に述べたとおり公共性の高い法人であり、その経営の透明性を確保する必要性が高く求められていることから、本件社会福祉法人の経営責任を担う役員に係る親族関係、役員の資格等、理事会等への出席回数及び担当業務の情報は、公にすることが予定されているものと認められる。

d 住所（理事長を除く。）、年齢及び職業（理事長を除く。）

住所（理事長を除く。）、年齢及び職業（理事長を除く。）は、法人登記簿の記載事項ではなく、また、経営の透明性を確保する必要から公にすべき情報ということもできないから、公にすることが予定されているものとは認められない。

(イ) 第4号様式社会福祉施設監査資料の施設長の状況について

「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」（昭和47年5月17日社会局長等連名通知）及び「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和53年2月20日社会局長等連名通知）により、社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者でなければならないとされ、その選任に当たっては資格認定講習を受講したこと又は受講することが前提とされていることなどから、施設長就任年月日及び資格認定講習受講状況（受講済・受講中・受講予定及びその年度）は、前記2の基本的な考え方に基づく透明性の要請から、公にすることが予定されているものと認められる。

(ウ) 職員の給与等の状況

法第66条は「社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。」と定めており、施設長は同規定にいう管理者であることから、施設長は専任であると認められる。また、本件社会福祉施設は知的障害者更生施設であり、その設備及び運営に関する基準（平成15年3月12日厚生労働省令第22号）に、施設長は常勤の者でなければならないと定められているから施設長は常勤であると認められる。さらに、施設長という職種及びその氏名は千葉県発行の「社会福祉施設等一覧表」に記載され、公表されている。

したがって、施設長に係る職種・氏名・専任兼任の別・雇用形態の情報は、公にすることが予定されているものと認められる。

(エ) (ア)から(ウ)までにおいて検討した情報以外の情報

前記アで本号本文に該当するとした情報のうち、(ア)から(ウ)までにおいて検討した情報以外の情報は、公にすることが予定されているものとは認められない。

ウ 以上から、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、資料作成者の職名及び職員の給与等の状況の職員（施設長を除く。）の職種の情報は本号本文に該当せず開示すべきであり、また、役員名簿中の住所（理事長を除く。）、年齢及び職業（理事長を除く。）以外の情報、第4号様式社会福祉施設監査資料中の施設長就任年月日及び資格認定講習受講状況（受講済・受講中・受講予定及びその年度）並びに職員の給与等の状況の表中の施設長に係る職種・氏名・専任兼任の別・雇用形態の情報は、本号ただし書イに該当して開示すべきであるが、その余の情報は本号に該当して不開示とすることができる。

エ 実施機関が主張していない条例第8条第2号該当性の検討について

実施機関は主張していないが、別紙2-1不動産の状況（その1）の所有権者及び賃借料の情報は、本号に該当すると考えられるので検討する。

土地の所有権者がその所有する土地をいくらの賃借料で本件社会福祉法人に貸しているかとの情報は、所有権者の氏名が記載されていることから特定の個人を識別することができるものであり、所有権者及び賃借料の情報は本号本文に該当する。

次に、本号本文に該当するとした情報のうち、所有権者は、土地の地番等を開示していることから、何人でも閲覧できる土地登記簿により明らかとなる情報で



あり、公にすることが予定されているものと認められ、ただし書イに該当するが、賃借料は公にすることが予定されているものとは認められず、また、ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、別紙２－１不動産の状況（その１）の賃借料の情報は、本号に該当して不開示とすることができる。

(2) 条例第８条第３号該当性について

本件文書は法に基づき実施した監査の際に収受したものであって、公にしない条件で任意に提出されたものではないから、本号ロには該当しないと認められるので、不開示とした情報が本号イに該当するか検討する。

ア ５．資産管理等の状況

まず、１－１不動産以外の基本財産の状況の表中の備考欄の記載部分にはその内容から基本財産の現金の保管場所が記載されており、現金の保管先の金融機関名等が記載されていることが推認できる。当該情報は、本件社会福祉法人の財産目録上記録された情報であり、後記ウに検討するとおり求められれば財産目録を閲覧させる義務があり、当該記載の情報は公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないことから、本号イに該当しない。

また、自主点検欄の記載部分は監査の実施に当たって本件社会福祉法人が記載したものである。当該記載内容に問題があれば、是正改善の必要が認められる事項として指摘されるが、後記(3)で検討するとおり、指摘事項自体をすべて開示することとなるから、自主点検欄の記載部分を公にしても本件社会福祉法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められず、本号イに該当しない。

イ 別紙２－１不動産の状況（その１）及び別紙２－２不動産の状況（その２）

実施機関は担保提供先、所有権者及び賃借料を公にすると、本件社会福祉法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると本号イ該当性を主張している。

まず、賃借料は、前記(1)エで条例第８条第２号に該当すると判断したので、本号では判断しない。

次に、所有権者については、前記(1)エで検討したとおり、土地登記簿により明らかとなる情報であり、また担保提供先も同様である。したがって、所有権者及び担保提供先の情報は、公にしても本件社会福祉法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められないことから、本号イに該当しない。

ウ 財産目録

実施機関が不開示とした情報は、財産目録中の預金先金融機関名・預金種別、未収金先、投資有価証券名、経常資金借入先名及び設備資金借入先名である。

ところで、法第４４条第４項は「社会福祉法人は、第２項の書類（注：事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書）・・・（中略）・・・を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを

閲覧に供しなければならない。」と規定され、その趣旨は福祉サービスを実際に利用するかどうかはともかく、閲覧の申出があった場合に正当な理由がなければ当該閲覧を拒否できないことと考えられる。

そうすると、財産目録に記録されている情報は、公にしても本件社会福祉法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないことから、実施機関が不開示とした情報は本号イに該当しない。

エ 以上から、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、本号に該当せず、条例第8条第2号に該当すると判断した賃借料以外の情報は、開示すべきである。

(3) 条例第8条第6号該当性について

ア 本号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであって、本号イからホまでは事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの例示的列举である。

イ 本号イ該当性について

起案文書中の是正改善の必要が認められる事項の記載内容のすべての情報について、その内容から実施機関は本号イ該当性を主張していると考えられるので、まず検討する。

(ア) 本件文書は実施機関が行った実地監査に際して、提出され、作成されたものであるから本号イに定める事務に該当することは明らかである。

本号イの「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすることにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にし、又は行政客体における法令違反行為若しくは妥当性を欠く行為を助長させるなどのおそれをいうと解される。

本件監査は、法に基づき実施されているものであり、国は前記2(2)で述べたとおり、指導監査要綱制定通知で「監査結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいこと。」としていることから、むしろ開示することが同通知の「適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保」という指導監査の目的にも適うと考えられ、監査の実施に著しい支障や特段の不都合は生じないと考えられる。

(イ) よって、実施機関の主張する支障はいずれも認められないことから、本号イに該当しないと判断する。

ウ また、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも特段認められないことから、実施機関が不開示とした情報は本号に該当しないと判断する。

6 結論

以上から、実施機関が不開示とした情報のうち、別表の「審査会の判断」欄に掲げる○印を付した情報は条例第8条第2号に該当し不開示とできるが、その余の情報については開示すべきである。

#### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14. 7. 3	諮問書の受理
14. 8. 7	実施機関の理由説明書の受理
14. 9. 3	異議申立人の意見書の受理
15. 1. 29	審議 実施機関から非公開理由の聴取
15. 3. 3	審議 異議申立人から意見の聴取
15. 3. 25	審議
15. 4. 23	審議
15. 12. 16	審議
16. 3. 3	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
麻 生 肇	前住宅供給公社理事長	部 会 長
岩 間 昭 道	千葉大学教授	部会長職務代理
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年3月3日現在)